

山形県漁業調整規則（令和2年10月県規則66号）第12条第1項及び第2項、第14条第1項、第16条第2項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可等の条件を次のように定める。

令和6年2月26日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型いか釣り漁業（県外船）

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 の名称	水産動 植物の 種類	漁具の 種類そ の他の 漁業の 方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン 数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む者の資格
小型い か釣り 漁業	するめ いか	いか釣 り	操業 区域 （下 記の 操業 区域 をい う）	5月1 日か 翌年 4月 30日 まで	定め無し （ただし性能 の基準等、別 に定めのある 場合はその 基準を満た しているこ と）	5トン以 上30ト ン未満	申請のあ った隻数	1 北海道に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 青森県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 岩手県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 宮城県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 秋田県に住所又は根拠地 を有する者
							申請のあ った隻数	1 新潟県に住所又は根拠地 を有する者
							申請のあ った隻数	1 富山県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 石川県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者
							申請のあ った隻数	1 福井県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者

						申請のあった隻数	1 鳥取県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港の確保を行った者
						申請のあった隻数	1 佐賀県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港の確保を行った者
						申請のあった隻数	1 長崎県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港の確保を行った者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ア 令和6年2月26日から令和6年3月26日まで
- イ 令和6年3月27日から令和7年4月30日まで（令和6年能登半島地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の有効期間が延長された者に限る。）

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、次のとおりとする。
  - ・(2) アの期間で申請する場合：令和6年5月1日から令和7年4月30日まで
  - ・(2) イの期間で申請する場合：令和6年7月1日又は許可日のいずれか遅い日から令和7年4月30日まで
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。  
集魚灯の合計光力は、180キロワット以内でなければならない。

別記 操業区域（世界測地系表記）

酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域とする。  
ただし、1月1日から4月30日までの間は、粟島灯台から真方位西5海里の点（北緯38度27.200分、東経139度07.915分）と飛島灯台から真方位北西5海里の点（北緯39度15.536分、東経139度28.836分）を結んだ線分以遠の山形県沖合海域とする。